黄瀬川地域の地下水状況（令和６年度）

【事務局】黄瀬川地域地下水利用対策協議

柿田川わき間（第一展望台から）

目　次

地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

地域の自然「柿田川湧水群」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

黄瀬川地域地下水利用対策協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地域の概況

黄瀬川地域地下水利用対策協議会を構成している沼津市、三島市、駿東郡清水町は、御殿場市に源を発し静岡県東部を流れる黄瀬川の下流部に位置しています。北に富士山を仰ぎ、東西にはそれぞれ箱根山、愛鷹山を望み、南には駿河湾が広がり、海山川の豊かな自然に恵まれています。

気候は温暖で降水量も豊富です。東京から100キロ圏に位置し東名・新東名高速道路をはじめ、国道1号・246号、東海道新幹線、JR東海道本線等が走り、東西交通の要衝となっています。

また、黄瀬川の地下には富士山の噴火により流れ出た三島溶岩流があります。三島溶岩流は水を通しやすい多孔質の層で、その下にある古富士火山の表層は水を通さないため、富士山麓に降った大量の雨や雪は地下水となって流下し、三島溶岩流の南端に位置する三島市や清水町で地表に「わき水」となって現れています。

協議会管内の気候

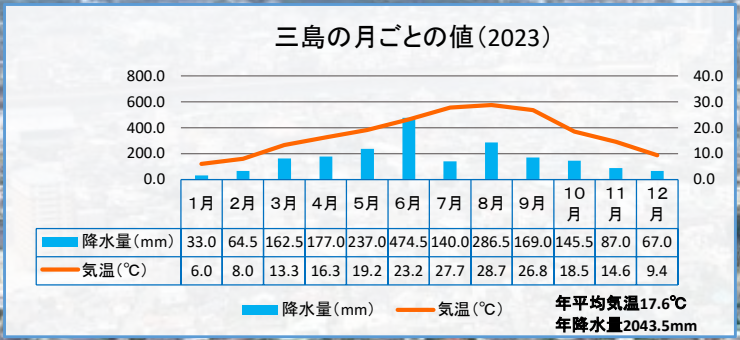

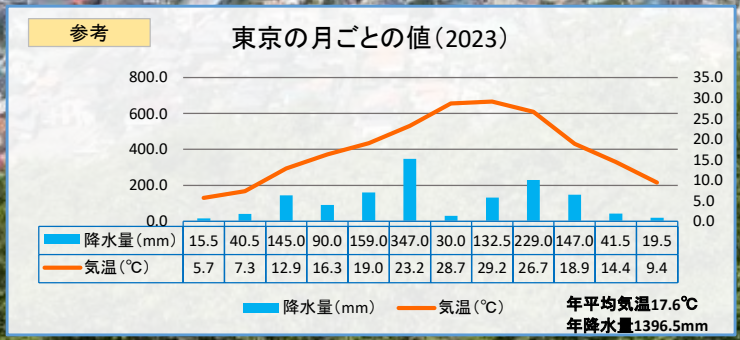

気象庁：2023年の値

黄瀬川 「鮎壺の滝」
静岡県指定天然記念物
伊豆半島ジオパーク・ジオサイト

沼津市と長泉町の境に位置する「鮎壺の滝」は三島溶岩流の南西端にあたります。
黄瀬川の流れが柔らかい愛鷹ローム層を侵食し、固い溶岩流が残ったことにより滝が形成されました。

沼津市街地（香貫山から）

地域の自然 「柿田川湧水群」
伊豆半島ジオパーク・ジオサイト

柿田川湧水群は富士山麓に降った大量の雨や雪が地下水となって流下し、三島溶岩流南端の清水町から地上に湧き出たものです。清流が周囲の林地等と一体となり、ミシマバイカモ等の貴重な植物をはじめ、様々な種類の魚類、鳥類を育み、かけがえのない自然環境を形成しています。また、静岡県東部地域の上水道、工業用水道等に利用されており、住民生活にとってなくてはならないものとなっています。

柿田川の豊かな自然は、かつて工場進出等により川の汚染が進みかけた際、汚染に歯止めをかけ、清流の復活へと立ち上がった地域の方々の不断の努力により守られています。

また、このような変遷の中で、昭和58年には「21世紀に残したい日本の自然100選」（公益財団法人森林文化協会・株式会社朝日新聞社）、昭和60年には「日本の名水百選」（環境省：昭和60年）に選定され、平成23年（2011年）９月にはついに「国指定天然記念物（文化庁）」に指定されました。

一時期は日平均湧水量が100万トン程度まで低下しましたが、ここ数年は110万～120万トン程度で推移しています。

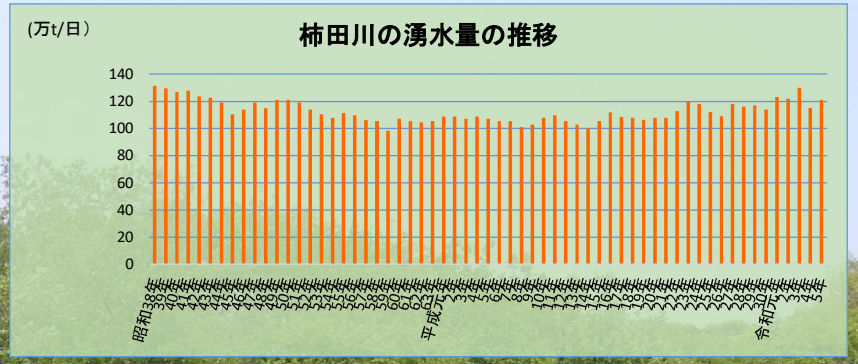

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

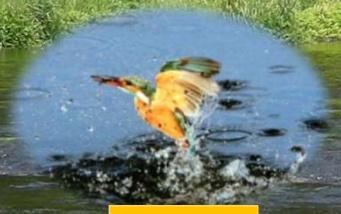
カワセミ

アオハダトンボ

鮎

三島梅花藻

黄瀬川地域地下水利用対策協議会

黄瀬川地域地下水利用対策協議会は、水源の保全、涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって用水の安定供給を図ることを目的に、昭和49年（1974年）に任意の協議会として設立されました。

協議会では、規約で規定された新設井戸の審議や地下水位、塩水化及び湧水量等の調査・観測を継続するとともに、地下水の水源である富士山麓での植樹活動にも協力しています。

【協議会の構成】

令和6年1月現在　合計140会員

（内訳）

行　　政：沼津市、三島市、清水町　計3
議　　会：沼津市議会、三島市議会、清水町議会　計3
商 工 団 体 等：沼津・三島商工会議所、沼津市・清水町商工会　計4
地下水採取者：法人、団体、個人　計130
（沼津市63、三島市43、清水町24）

地下水揚水量調査

当協議会会員を対象とした令和5年分の揚水量調査結果は下表のとおりです。

揚水量調査結果
（令和5年分）

使用区分	日平均揚水量（m^3/日）	※回答会員数
工業	57,300	67
その他	4,025	17
生活	2,163	25
建物	965	11
養魚	178	3
農業	0	0
井戸なし・休止	0	7
合計	64,631	130

対象期間：令和5年1月～令和5年12月
調査方法：アンケート方式
回答状況：130会員のうち130会員から回答（回答率100%）

※回答会員数については、主な使用区分1か所のみに計上。

地下水保全等に関する動き

昭和30～40年代	～高度経済成長期の中、全国各地で地下水の利用が飛躍的に増加し、地下水位の異常低下や塩水化の拡大等の地下水障害が発生～
昭和30～50年代	各種公害関連法令が公布・施行
昭和46年	静岡県が「地下水の採取の適正化に関する条例」施行 ※後に「静岡県地下水の採取に関する条例」に全面改正
昭和49年5月22日（1974年）	黄瀬川地域地下水利用対策協議会（任意協議会）設立
昭和52年8月1日（1977年）	※「静岡県地下水の採取に関する条例」公布（昭和53年1月31日施行）
	～全国各地で地下水に関する条例制定の動き～
平成26年4月2日	「水循環基本法」公布（平成26年7月1日施行）、「雨水の利

三島市内のせせらぎ

地下水位の調査①

地域内に設置された13か所の観測井で、常設の自動地下水位計及びポータブル式地下水位計により観測しています。

地下水位調査結果（令和5年1月～令和5年12月）

（単位：m）

No.	井戸名	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2	三島水源	平均	80.76	79.81	79.43	79.87	81.54	85.74	85.99	85.07	83.26	82.00	81.05	80.32	82.07
		最高	81.40	80.14	79.90	80.15	82.38	86.48	86.56	85.63	84.18	82.65	81.44	80.69	86.56
		最低	80.08	79.52	79.18	79.69	79.87	82.37	85.60	84.22	82.70	81.49	80.72	80.00	79.18
10	大岡1号	平均	9.18	8.94	9.01	8.98	9.43	9.56	9.50	9.61	9.20	9.35	9.04	9.02	9.24
		最高	10.77	9.52	9.51	10.22	10.61	10.49	10.10	11.07	9.70	9.96	9.40	10.62	11.07
		最低	8.37	8.43	8.47	8.52	8.76	8.87	8.96	8.75	8.62	8.83	8.74	8.48	8.37
11	大岡2号	平均	6.50	6.86	6.89	6.82	7.01	7.39	7.16	7.76	7.04	7.24	6.76	6.28	6.98
		最高	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		最低	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	市営球場	平均	9.65	9.49	9.57	9.61	9.83	9.91	9.83	9.88	9.69	9.81	9.67	9.63	9.71
		最高	10.48	9.90	9.92	10.15	10.38	10.47	10.13	10.64	9.97	10.15	9.85	10.41	10.64
		最低	9.14	9.20	9.26	9.30	9.42	9.49	9.47	9.33	9.33	9.54	9.47	9.35	9.14
15	原地区センターB	平均	0.90	0.89	0.90	0.95	1.03	1.22	0.95	1.06	1.03	1.00	0.94	0.87	0.98
		最高	1.03	1.03	1.23	1.31	1.72	2.86	1.27	1.67	1.31	1.29	1.34	1.06	2.86
		最低	0.85	0.83	0.82	0.85	0.87	0.88	0.85	0.87	0.91	0.90	0.85	0.81	0.81
16	原地区センターA（圧力式kg/cm^2）	平均	0.78	0.79	0.78	0.77	0.74	0.78	－	－	0.79	0.78	0.78	0.78	0.78
		最高	0.82	0.82	0.81	0.81	0.81	0.82	－	－	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82
		最低	0.74	0.76	0.76	0.70	－	0.73	－	0.76	0.76	0.76	0.75	0.74	0.70
17	今沢（圧力式kg/cm^2）	平均	0.83	0.82	0.82	0.82	0.82	0.83	0.82	0.83	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82
		最高	0.85	0.84	0.84	0.84	0.85	0.85	0.84	0.85	0.84	0.84	0.84	0.84	0.85
		最低	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.79	0.79
18	沼川自噴井（自噴量m^3/日）	平均	－	22.74	－	－	－	－	－	－	21.07	－	－	－	21.91
		最高	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		最低	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	楽寿園	平均	27.71	27.17	26.91	27.17	27.88	29.13	29.17	29.05	28.58	28.24	27.82	27.50	28.03
		最高	28.08	27.40	27.08	27.26	28.28	29.28	29.29	29.19	28.82	28.44	28.05	27.65	29.29
		最低	27.42	27.02	26.83	27.09	27.23	28.27	29.09	28.85	28.42	28.07	27.59	27.38	26.83
136	柿田（浅）	平均	16.72	16.49	16.39	16.47	16.80	17.43	17.45	17.39	17.14	16.98	16.77	16.63	16.89
		最高	16.93	16.57	16.47	16.54	16.97	17.49	17.53	17.52	17.26	17.09	16.88	16.68	17.53
		最低	16.54	16.40	16.35	16.42	16.54	16.96	17.39	17.27	17.06	16.89	16.68	16.59	16.35
143	楽寿園（県）	平均	25.51	24.97	24.70	24.96	25.70	26.99	27.04	26.90	26.42	26.06	25.62	25.30	25.85
		最高	25.87	25.20	24.90	25.09	26.10	27.15	27.19	27.06	26.69	26.28	25.87	25.46	27.19
		最低	25.20	24.78	24.60	24.88	25.04	26.09	26.95	26.68	26.23	25.87	25.36	25.19	24.60
単28	芙蓉台	平均	59.54	58.60	57.98	58.04	58.80	62.21	63.10	62.43	61.68	60.87	60.10	59.32	60.22
		最高	60.02	59.01	58.29	58.22	59.60	63.29	63.30	62.72	62.14	61.27	60.48	59.69	63.30
		最低	59.02	58.23	57.81	57.91	58.11	59.61	62.74	62.15	61.26	60.49	59.72	59.02	57.81
185	錦田中	平均	31.33	31.18	31.15	31.06	31.15	31.55	31.57	31.54	31.53	31.52	31.40	31.23	31.35
		最高	31.41	31.25	31.21	31.14	31.24	31.62	31.65	31.60	31.57	31.58	31.52	31.30	31.65
		最低	31.23	31.13	31.12	31.03	31.00	31.19	31.50	31.51	31.47	31.47	31.29	31.17	31.00

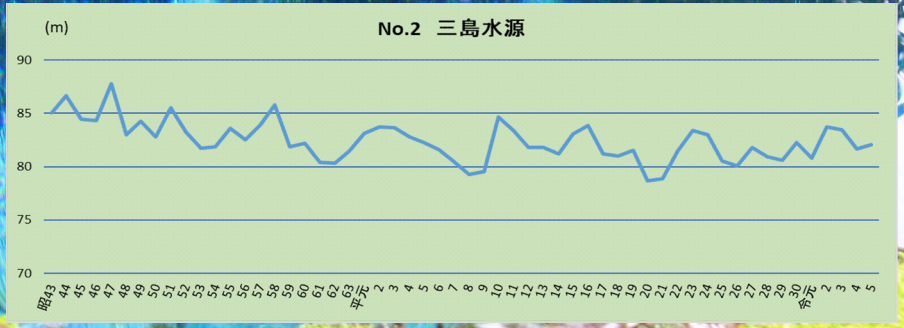

柿田川わき間（第二展望台から）

地下水位の調査②

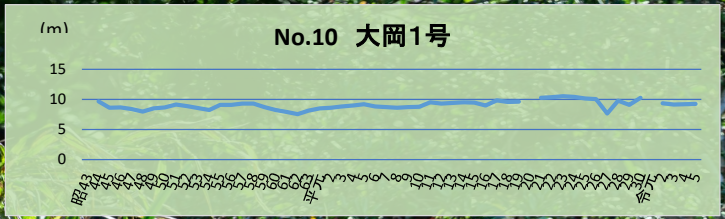
No.10 大岡1号
(m)
15
10
5
0

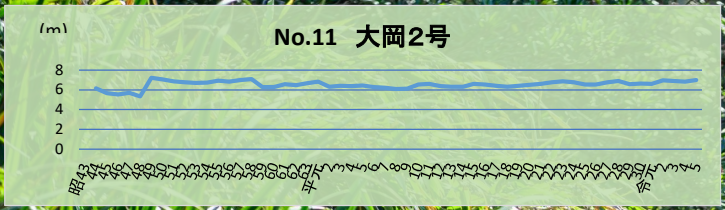
No.11 大岡2号
(m)
8
6
4
2
0

No.14 市営球場
(m)
10
8
6
4
2
0

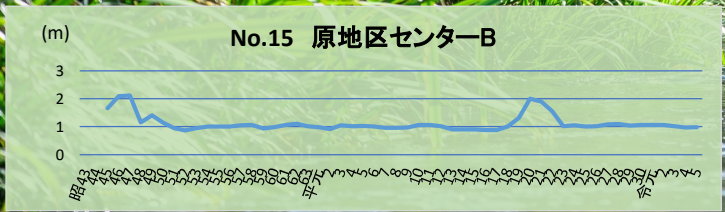
No.15 原地区センターB
(m)
3
2
1
0

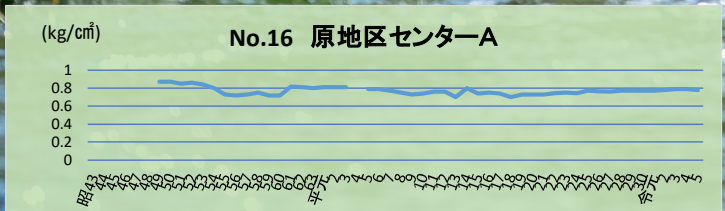
No.16 原地区センターA
(kg/cm²)
1
0.8
0.6
0.4
0.2
0

No.17 今沢
(kg/cm²)
1
0.8
0.6
0.4
0.2
0

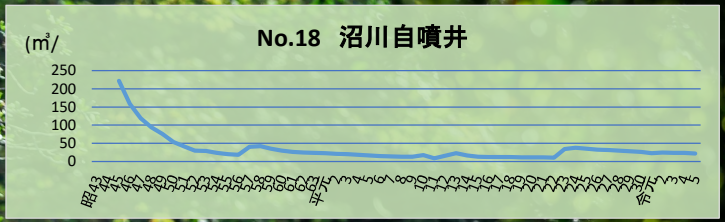
No.18 沼川自噴井
(m³/
250
200
150
100
50
0

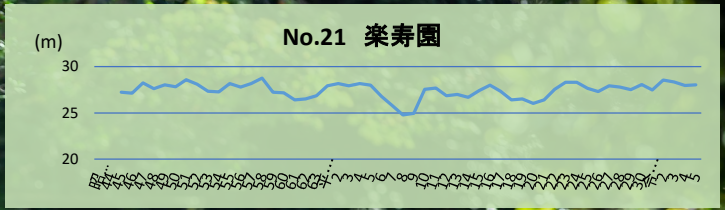
No.21 楽寿園
(m)
30
25
20

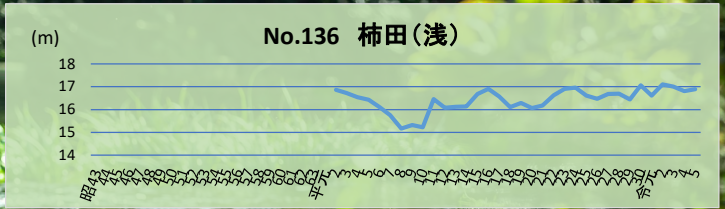
No.136 柿田（浅）
(m)
18
17
16
15
14

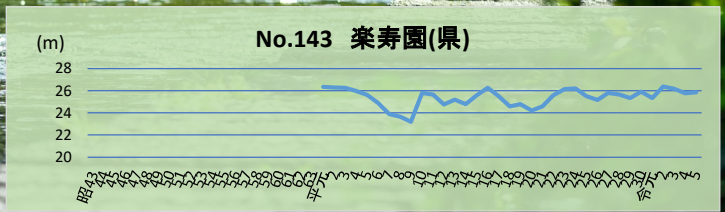
No.143 楽寿園(県)
(m)
28
26
24
22
20

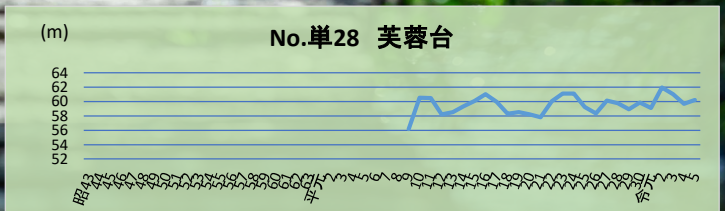
No.単28 芙蓉台
(m)
64
62
60
58
56
54
52

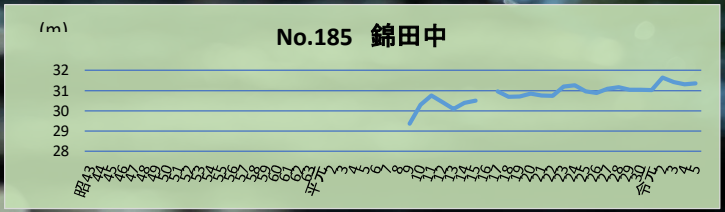
No.185 錦田中
32
31
30
29
28

地下水塩水化の調査

地下水の過剰揚水等によって地下水と海水の均衡が崩れ海水が陸地に侵入し、地下水の塩化物イオン濃度が高まる現象を地下水の塩水化といいます。

水道法の「水質基準に関する省令」では水道水の水質基準のひとつとして塩化物イオン濃度を200mg/ℓ以下と定めており、恒常的にこの値を超える場合に塩水化しているものと判定します。

協議会では沼津市の沿岸部14か所で塩水化の状況を調査しており、全ての観測井戸で塩水化は確認されていません。

地下水塩水化調査結果（令和５年）　（単位：mg／ℓ）

No.	深度	所在地	2月	9月	区分
4	130	高島本町	4.5	4.6	50m以深
6	100	東間門	3.3	3.6	
8	250	今沢	3.5	3.6	
9	150	大塚	6.8	6.8	
10	250	原１号	4.8	4.9	
11	240	原２号	6.3	6.4	
12	120	原３号	4.6	4.7	
38	70	千本常磐町	3.4	3.5	
21	30	千本緑町	5.3	5.5	50m以浅
22	12	千本郷林	7.7	7.4	
28	7	一本松	38	17	
30	11	植田	12	17	
36	10	大諏訪	9.9	11	
37	5	我入道	4.6	17	

地下水湧水量の調査①

湧水量観測結果①(令和5年1月～令和5年12月)　（㎥/日）

	桜　川（三島市）	こも池（三島市）	源兵衛川（三島市）	丸　池（清水町）	沼川自噴井（沼津市）	竹　倉（三島市）
1月	欠測	欠測	0	3,545	23	21,400
2月	欠測	欠測	0	2,135		25,800
3月	9,000	1,000	0	4,230		26,500
4月	11,000	0	0	欠測		30,700
5月	60,200	7,400	0	27,339		38,700
6月	109,800	24,800	45,600	22,952		51,200
7月	100,800	22,200	33,100	21,464		13,400
8月	97,700	21,400	40,700	26,121		28,600
9月	64,500	14,100	9,400	20,977	21	32,800
10月	51,100	11,000	0	13,829		29,100
11月	26,700	2,900	0	9,929		31,100
12月	8,200	0	0	2,214		31,100
平均	53,900	10,480	10,733	14,067	22	30,033

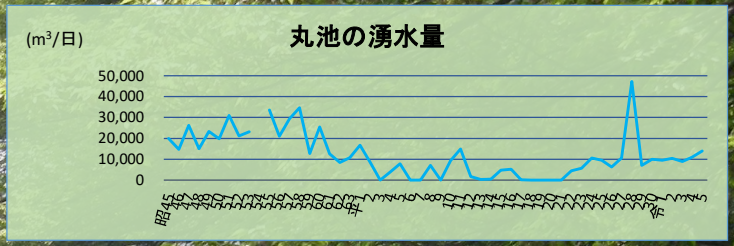

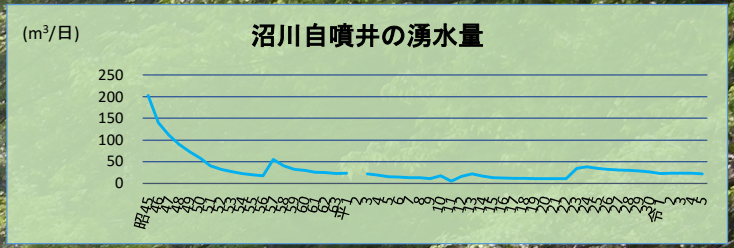

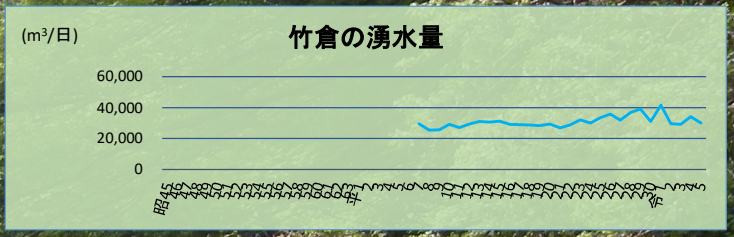

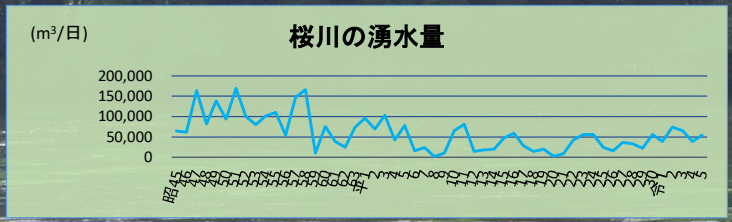

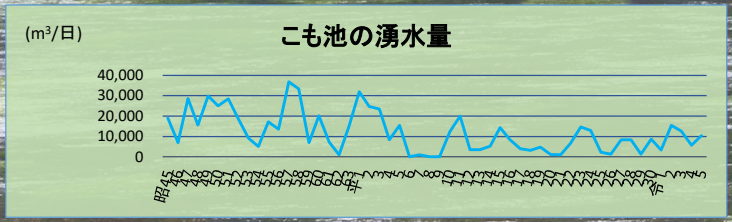

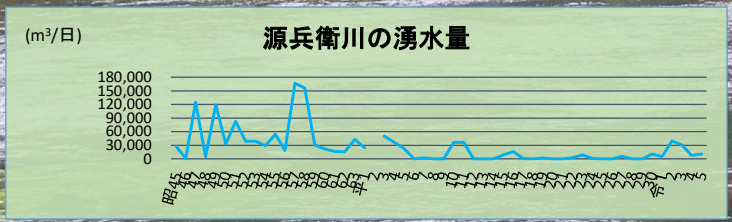

三島市楽寿園小浜池の水位

源兵衛川の源流である三島市の楽寿園内にある小浜（こはま）池では、湧水量の減少により昭和37年頃から底面が露出する状況が続いています。
令和2年には高い水位が観測され、その後の状況を注視しています。

地下水湧水量の調査②（愛鷹山系自噴井湧水量調査）

地域内では、富士山由来の地下水が三島溶岩流を経由し柿田川や三島市内の各所から湧き出ているほか、富士山南側に位置する愛鷹山由来の地下水が沼津市西部の愛鷹・浮島地区で多数湧き出ています。

これらの地区では、古くから豊富な湧水を取り入れた暮らしが営まれており、上水道が普及した現在においても農作業をはじめ、炊事、洗濯、飲用等、幅広く地元の方々に利用されています。

No.49　平沼用水

No.58　青野4号

No.62　柳沢横道下

No.94　西沢田1号

湧水量調査結果②　愛鷹山系自噴井湧水量調査　（m3／日）

No.	井戸	30年 8月	令和元年 9月	2年 9月	3年 9月	4年 9月	5年 9月
95	平沼芝添井戸	83	69	－	－	－	－
49	平沼用水	265	353	377	377	389	311
53	東井出用水	241	239	286	301	27	325
97	根古屋1号	182	198	227	167	188	107
55	青野1号	－	276	－	266	288	213
56	青野2号	369	497	499	－	－	－
58	青野4号	364	795	805	623	778	645
62	柳沢横道下	169	192	191	217	221	192
66	鳥谷自治会	31	34	38	44	48	38
75	西椎路3号	159	193	200	176	200	175
76	西椎路4号	217	214	206	214	224	208
77	西椎路5号	241	192	191	213	274	223
80	東椎路中尾1号	213	151	88	125	155	126
81	東椎路中尾2号	150	175	173	189	179	167
82	東椎路中尾3号	154	144	143	192	205	191
84	東椎路久保1号	163	194	212	202	222	206
86	東椎路久保3号	54	63	53	61	78	66
94	西沢田1号	174	155	164	107	204	166
92	西沢田自治会	84	79	91	101	－	－
合計		3,313	4,213	3,944	3,575	3,680	3,359
降水量	三島測候所	1868.5mm	2119.5mm	2276.0mm	2061.0mm	1896.0mm	2043.5mm
	富士観測所	2422.5mm	2049.5mm	2355.0mm	2464.0mm	2300.5mm	2295.0mm

富士山麓での植樹活動（協力事業）

黄瀬川地域地下水利用対策協議会では、毎年「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」が実施している植樹活動に協力しています。

同会は、静岡県東部地域の貴重な水源である柿田川の湧水量の減少を契機に、平成8年（1996年）8月に静岡県東部地域の自然保護9団体で設立されました。柿田川の水源である富士山涵養林の保全のため、標高約1,100メートルの富士山東南麓の国有林内の台風倒木跡地で植樹活動を実施しています。

富士山麓に自生する落葉広葉樹であるブナ、ヒメシャラ、カエデ類等を植樹していますが、鹿の食害、風害、土壌流出により樹木の枯死・倒木も後を絶たず、食害防護柵や支柱の設置、改植・補植等の作業にも力を注いでいます。

また、秋には富士山麓でブナ、ミズナラ、カエデ等のドングリを拾い、参加者が自宅で植樹用の苗を育てる活動も実施しています。

植樹する木々の苗を育てています。富士山麓に自生するフジブナ、ヒメシャラ、ヤマボウシ、イロハモミジ等の落葉広葉樹です。

鹿の食害から樹木を守るため防護柵を設置しています。

植樹の開会式

秋のどんぐり拾い

秋には富士山麓でドングリを拾って自宅で苗を育てます。

写真提供：柿田川・東富士の地下水を守る連絡会

黄瀬川地域地下水利用対策協議会規約

（目的）
第1条 黄瀬川地域（以下「地域」という。）における用水の安定した供給をはかるため、水源の保全、かん養及び地下水の適正 かつ合理的な利用を推進し、もって地域の健全な発展と自然環境の保全に資することを目的とする。

（設置及び名称）
第2条 前条の目的を達成するため、黄瀬川地域地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）
第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。
(1) 地下水採取の適正化の推進に関すること
(2) 地域の地下水源の保全とかん養の推進に関すること
(3) 水利用の合理化の推進に関すること
(4) 地下水の調査及び研究に関すること
(5) 地下水採取者の相互の連絡と協調に関すること
(6) 利水事業の建設促進に関すること
(7) その他目的に必要な事項に関すること

（組織）
第4条 協議会は、地域内の地下水採取者並びに市、町、市町議会及び商工団体等の代表者をもって組織する。

（役員）
第5条 協議会に会長1名、副会長2名、監事2名を置き、会長及び副会長は総会において選出し、監事は会長が総会の同意を得て選任する。
2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
4 監事は、この協議会の会計を監査する。
5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6 前項に掲げる任期中に欠員が生じた場合、後継者の任期は前任者の残任期間とする。
7 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（顧問及び参与）
第6条 協議会の事業の円滑な推進をはかるため顧問及び参与を置く。
2 顧問及び参与は、国及び県の職員、学識経験者のうちから会長が総会の同意を得て委嘱する。
3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

（地下水利用対策委員会）
第7条 規約第3条に規定する事業の具体的な企画並びに地下水の採取に関する事項を調査及び審議し、協議会の円滑な運営をはかるため、地下水利用対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は会長をもってあて、副委員長は委員会において選出する。
3 委員定数のうち、12名以内は地下水採取者及び商工団体等の代表者のうちから総会において選任し、8名以内は市、町及び市町議会のうちから会長が委嘱する。
4 委員会の運営その他必要な事項は別に定める。
5 第5条第5項及び第6項の規定は、委員について準用する。

（会議）
第8条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。
2 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
3 総会の議事は出席会員の3分の2以上の賛成を得てこれを決する。

（議決事項）
第9条 総会は、次に掲げる事項を協議決定する。
(1) 地下水対策上必要と認める区域の決定に関すること
(2) 地下水対策の基本方針の決定及び変更に関すること
(4) 協議会規約の制定、改廃及び役員の選任に関すること
(5) 委員会規程の制定、改廃及び委員の選任に関すること
(6) 協議会の予算、決算及び経費の負担方法、負担額等に関すること
(7) その他地下水対策の推進に関すること

（さく井の届出等）
第10条 地域内において、地下水を採水するため、井戸を設置し、又は変更しようとする者は、工事を施工する日の60日前（消防の用のみに供する場合、又は災害の発生等により必要となった場合には7日前）までに別記様式第1号により協議会に届け出て、その審議を受けなければならない。
2 この規約の施行の際、すでに井戸を設置している者（設置の工事をしているものを含む。）は、規約の施行後60日以内に別記様式第1号により協議会に届け出なければならない。
3 第1項に規定する届出に係る井戸の工事が完了したときは、完了の日から30日以内に別記様式第2号により協議会に届け出なければならない。
4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その氏名、又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく別記様式第3号により、協議会に届け出なければならない。
5 届出に係る井戸を廃止した時は、遅滞なく別記様式第1号により、協議会に届け出なければならない。
6 この規約に基づいて協議会に提出する書類は、当該届出に係る井戸の所在地を管轄する市、町の長を経由しなければならない。
7 本条にいう「地下水」とは、生活用水、農業用水、養魚用水、工業用水、建物用水等に使用するため、地域内において設置した井戸より採取する水をいい「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。)が14平方センチメートルを超えるものをいう。

（指示・勧告）
第11条 協議会は、前条第1項の審議に当って必要があるときは、届出者に対し指示又は勧告をするものとする。

（苦情処理等）
第12条 協議会の会員は、地域内における地下水について苦情がある場合は、協議会に書面をもって異議の申し立て又は調停の依頼をすることができる。

（会員の義務）
第13条 協議会の会員は、委員会の合意事項を遵守しなければならない。

（協議会への加入）
第14条 地域内の地下水採取者は協議会長に入会申込書を提出し加入するものとする。

（幹事）
第15条 規約第7条に規定する委員会の円滑な運営を図るため委員会に幹事を置く。
2 幹事は、市、町の長が当該職員のうちから指名する職員を会長が委嘱する。

（事務局及び会計）
第16条 協議会の事務局は、会長所在の市、町に置く。

第17条 協議会の経費は、地下水採取者の会費及び市・町の負担金、県補助金その他の収入をもってあてる。

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則
この規約は、昭和49年5月22日から施行する。
付 則 （昭和53年5月11日議決）
この規約は、昭和53年5月11日から施行する。
付 則 （昭和60年5月22日議決）
この規約は、昭和60年5月22日から施行する。
付 則 （平成30年5月29日議決）
この規約は、平成 30年5月29日から施行する。
付 則 （令和4年5月31日議決）